



身のまわりの法律から

交通事故に まつわる話

弁護士
葛原忠知

はじめに

本書は、私が朝日カルチャーセンター・神戸で開設されていた社会と暮らしのコースの中で、「身の回りの法律」というタイトルで昭和六二年七月から全六回にわたり、交通事故故にまつわる講座を担当したときの、レジュメと録音テープを整理し加筆補正したものです。もとより、生涯学習の一環としての企画であり、一般の人を対象に、出来る限り平易に説明したつもりですが、法律の話の常でしょうか、堅苦しい内容になっている箇所もあります。ただし、話は全体として興味中心に生の事件を参考にして解説しています。なかには判例批評のようなものもありますし、余談にわたる部分も多くありますが当時の講座の雰囲気をも多少でも感じていただければと、加筆訂正以外は講座の順序に従っています。簡単な質問コーナーもそのまま掲載することにしました。

交通事故は、全国的にみますと、平成一五年中の発生件数が九四万七九三件、死者の数は七七〇二人、負傷者数一一八万一四三一人と、前年度に比べますと死者数は少し減少しましたが発生件数と負傷者数は増加しています。しかし、全体としては交通事故の死者数は、モーターリゼーションの最中の一人を遥かに超えるような事態は運転者の自覚によって漸減傾向になっています。そのなかで、高齢者の交通事故死者数は四〇%と一一年連続で最も多く、これに次いで一六歳から二五歳の若者の自動二輪車乗車中の交通事故死

者数が多いという結果も出ています。いずれにしても、不幸にしていたん交通事故を起こしてしまえば、当事者はもちろん家族を含めたまわりの関係者は、深刻な問題を抱えてしまいます。出来るだけ早期に円滑、円満な解決が望ましいことは言うまでもないのです。示談交渉も任意保険が代行してくれますが、自動車事故に遭った被害者はもちろん、起こしてしまった加害者も、誰が責任を負うのか、その事故の賠償額は幾らくらいになるのか、刑事処分や、行政処分はどうなるのか、といった問題について関心を持たざるを得ません。これらについて相当の知識を持っているのと持たないのでは、対処の仕方も異なっています。

本書は、交通事故にまつわるすべての問題を網羅したものではありませんが、日常実務を通じて知り調査したことをもとにして、判例なども交えて平易に、かつ、わかり易く解説し、みなさまに気軽に読んでいただくために刊行したものであります。

少しでも参考にしていただければ幸甚に思います。そして、出来れば交通事故の抑止になれば、これに過ぎる喜びはありません。

平成二六年二〇月二八日

弁護士 葛原 忠 知

目次

はじめに 2

第一章 交通事故と法律概観

第一節 交通事故と法律 14

一、交通事故と責任問題 14

二、交通事故の民事責任 15

●「他人」とはだれか 15

●賠償責任に関する民法条文 16

●「損害」の種類 18

●自動車損害賠償保障法と挙証責任 18

三、交通事故の刑事責任 21

●行きたくない交通刑務所 21

●刑法および道路交通法の条文 22

四、交通事故と行政処分 24

●行政処分としての点数制度 24

●「交通反則金」は行政罰、「交通切符」は刑事罰 25

第二節 判例に見る交通事故の責任 27

一、「信頼の原則」とは 27

●「信頼の原則」の確立 27

●画期的な判決 29

二、刑事責任と民事責任の違い 31

●無罪でも賠償責任? 31

●示談でも厳しい実刑判決の例 32

第三節 損害賠償あれこれ 34

一、賠償の範囲 34

●拡大しがちな賠償範囲 34

●ばらつきのある算定基準 35

●認定困難なむち打ち症 36

●慰謝料の認定例 38

●自動車以外の交通事故 39

●プロの交渉者への対策 40

●物損への賠償 42

第二章 交通事故と責任

第一節 運行供用者責任

一、「運行供用者」とは

- 自賠法と運行供用者……………46
- 運行供用者は車の所有者と限らない……………48
- 車の貸し借りに也要注意……………49
- 運行供用者の「運行」とは何か……………51
- だれが賠償するか……………54
- 運行供用者責任さまざま……………56

二、運行供用者責任さまざま

- 「カーセックスも「運行」」？ 56
- 因果関係の要素となる「運行」 57
- 責任の一番の基本は操作ミス 58
- 「運行の利益」のない盗難タクシー事件 59
- 複数運行供用者の例 60
- 名義貸しの問題 61
- 私用運転されても事業所に責任 63
- 「好意同乗者」のケース 63
- 子供のバイク事故二例 65

第二節 その他の責任原因

- | | |
|-------------|----|
| 一、使用者責任 | 69 |
| 二、代理監督者責任 | 71 |
| 三、未成年者の親の責任 | 71 |
| 四、工作物責任 | 72 |
| 五、共同不法行為責任 | 73 |

第三節 免責の要件

- 一、免責要件は「自賠法第三条但し書き」に……………74
- 二、免責要件の主張・立証責任……………75
- 挙証責任は加害者側に……………75
- 「構造上の欠陥」をめぐる問題……………76
- 整備不良でも責任のない事故……………77
- 三、免責についての具体例……………79
- 被害者に厳しい事例……………79
- 千鳥足の酔っぱらいに接触……………81
- 中央分離帯での事故……………83
- こわい「横揺れ」……………85

● センターラインオーバー(1)	87
● センターラインオーバー(2)	90
● センターラインオーバー(3)	91
● 追突と車間距離	93
● 速度オーバーと信号無視	94
● 警察が負けた交通事故	95
四、免責に関するまとめ	97

第三章 交通事故に伴う損害賠償請求と過失相殺

第一節 過失相殺	100
一、過失相殺の法的性格と抗弁	100
● 過失相殺の規定と解釈	100
● 過失相殺の抗弁	101
二、過失相殺の諸問題	103
● 権利か、自由裁量か	103
● 裁判所のあるべき対応	105
● 過失を問われる「被害者側」の範囲	107

第二節 過失相殺の判例

一、過失相殺の判断のポイント	113
● 「斟酌される過失二大分類」	113
● 損害費目と過失相殺	114
● 「一部請求」の考え方	116
● 労災・健康保険等給付額と過失相殺	117
● 被害者に対して貸金があっても相殺禁止	118
● 自賠責保険の「重過失減額」	119
● 画一的に処理を急ぐ保険会社	119
二、過失相殺の事例	120
● 黒服で道ばたに寝ていた女性のケース	120
● 横断歩道歩行者に厳しい判決	122
● 好意同乗者事故の過失相殺例	124
● シンナー少年の車に同乗しても三割の過失相殺	127

第四章 交通事故と損害賠償額

第一節 損害賠償額の算定

一、損害額の定額化	130
● 定額化の流れ	130
● 定額化される費用とは	131
二、積極損害の賠償額	134
● 積極損害定額化の例	134
● 算定方式について	136
三、消極損害（逸失利益）の賠償額	137
● 消極損害（逸失利益）の定額化への取り組み	137
● 主婦の逸失利益	138
● 事業者の逸失利益	139
● 死亡事故以外での消極損害	141
四、慰謝料	143
第二節 判例に見る障害事故の賠償額	144
一、人身事故	144
● 死亡事故よりも賠償額が大きくなりうる障害事故	144
● 事故後自殺の賠償例	146

第五章 交通事故と示談

第一節 示談の多面的検討

一、示談とは何か	164
● 裁判上の和解と示談の違い	164
● 示談の定義	165
● 互譲でなくとも有効な示談も	166
二、示談の条件	167
● 意思能力の在否と示談の効力が争われた事例	167
● 「錯誤」による示談無効の事例	170

● 「留保事項」の重要性	172
第二節 示談に関連する諸問題のQ & A	174
一、示談交渉	174
● 示談交渉当事者の問題	174
● 示談交渉が失敗する場合	179
● 示談書はどうやって作るか	180
二、示談トラブルのあれこれ	183
● 示談屋、公序良俗、有効無効に関する事例	183
● 代理人と誠意	187
● 自賠償と過失相殺	189
● 自賠償保険の請求	189
資料	191

あとがき

第一章 交通事故と法律概観

第一節 交通事故と法律

一、交通事故と責任問題

もしもあなたが交通事故を起こしてしまったら、原因や事情はどうあれ、そこには必ず「責任」の問題が出てきます。

ひと口に「責任」といっても、その意味はいろいろで、人道上の責任とか内面的な責任とか慣習上の責任とかの、法律を超えた責任ももちろん考えられるのです。しかし、本書で取り扱うのは法律上の責任です。法律的な観点にしばって交通事故の責任ということを考えますと、これをとらえる角度から次の三つに分かれます。

一、民事責任

二、刑事責任

三、行政上の責任

交通事故を起こしますと、被害者にとってはもちろん大きな災難ですが、加害者もこうした責任をすべて負うことになり、大きな代償を支払わねばなりません。決してひとごとと考えてはいられない問題です。

二、交通事故の民事責任

●「他人」とはだれか

まず、民事責任から考えていきましょう。

【不法行為の要件・効果】について述べた民法七〇九条には次のように書かれています。

「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」

これが交通事故の民事責任を基本的に規定する法律です。

「故意」に交通事故を起こすことではないかもしれませんが、しかし、「過失」でも、他人の生命とか身体に危害を及ぼせば、それは不法行為にあたるとされているわけです。

ここで注意していただきたいのが「他人ノ権利ヲ侵害」という文言の中の「他人」という言葉です。一般の社会通念からいえば、「他人」とは自分の家族や親戚でない人で、妻や子

供などは他人ではないというのが常識ですが、民法七〇九条に言うところの「他人」とは自分でない人間すべてを意味しています。つまり、家族や肉親もこの法律では「他人」なので、妻や子にでも不法行為を働けば損害賠償責任が生ずるのです。

「自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によつて他人の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任ずる。……」

これは「自動車損害賠償保障法」の中で「自動車損害賠償責任」について述べた第二章第三条の文言です。いろいろな場面で非常によく出てくる条文ですが、この中にある「他人の生命又は身体」の「他人」も、民法七〇九条同様に自分以外の人という意味ですので覚えておいてください。

●賠償責任に関する民法条文

交通事故の民事責任についての基本的な法律として、不法行為を規定した民法七〇九条を挙げました。これは一般法として常に交通事故に適用されます。

さらに、民法七一〇条【精神的損害に対する慰謝料】は、次のように規定しています。

「他人ノ身体自由又ハ名誉ヲ害シタル場合ト財産権ヲ害シタル場合トヲ問ハス前条ノ規定ニ依リテ損害賠償ノ責ニ任スル者ハ財産以外ノ損害ニ対シテモ其賠償ヲ為スコトヲ要ス」

つまり、七〇九条に規定する不法行為を行った人は、物的損害以外の損害すなわち精神的損害に対しても賠償（慰謝料支払い）をしなければならないと決められています。これも一般規定として交通事故にも適用されます。

続いて、次の民法七一一條【生命侵害に対する慰謝料】では、こう定めています。

「他人の生命ヲ害シタル者ハ被害者ノ父母、配偶者、及ビ子ニ対シテハ其財産権ヲ害セラレサルシ場合ニ於テモ損害ノ賠償ヲ為スコトヲ要ス」

これも不法行為一般規定として交通事故にも適用されるもので、交通事故で他人の生命を奪ってしまったら、亡くなった人の父母、配偶者、子に対して、物的損害は与えていなくても精神的損害に対する賠償（慰謝料支払い）をしなければならないというわけです。

また、民法七一五條【使用者の責任】には、

「或事業ノタメニ他人ヲ使用スル者ハ被用者力其事業ノ執行ニツキ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」

とあります。交通事故に関していえば、事業を行っている人は、従業員が車を運転していて事故を起こしたら、使用者として責任を負うということです。